平成２２年（フ）第５７号
北海道滝川市江部乙町西11丁目10番３号
破産者　石黒　　正
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷180番地６メイプルハイツ102号、前住所山形県東田川郡庄内町余目字山谷21番地１山谷町営住宅A103号
破産者　佐藤　美奈
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１６号
福島県二本松市油井字福岡431番地１
破産者　安齋　隆司
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
福島県二本松市油井字福岡431番地１
破産者　安齋　玲子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
福島県伊達市保原町字西町198番地１
破産者　堀　　和子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１３８号
群馬県館林市富士原町1235番地の８
破産者　藤野　恭子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３３９号
さいたま市大宮区土手町２丁目45番地　北フラット102号
破産者　折原　　宏
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
埼玉県朝霞市根岸台５丁目６番17―506号
破産者　関　　弘之
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
埼玉県蕨市北町５丁目10番７号　ユニハイム南浦和707号
破産者　伊藤あい子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９５号
埼玉県久喜市久喜東５丁目８番46号　エルピア久喜１　101号
破産者　臼窪　万雅
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
さいたま市桜区町谷１丁目９番８―405号、旧住所さいたま市緑区大字大牧1218番地37
破産者　井川　高幸
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
千葉県銚子市外川台町10537番地
破産者　田中　昭二
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第２８１６号
横浜市南区南太田１―８―５ル・グロワール302号、住民票上の住所福岡県太宰府市国分１丁目13番15―401号
破産者　佐々木京子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４号
新潟県上越市寺町２丁目23番25号
破産者　古谷光子こと　鄭　　光子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３８号
新潟県上越市大字戸野目858番地
破産者　中屋　保雄
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１４２号
新潟県上越市本町２丁目１番14号　バックハウス203号
破産者　山本　敏勝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１５５号
新潟県妙高市大字関川721番地２
破産者　坂本　　武
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第６０号
富山市赤田137番地38
破産者　高島　順子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1420
破産者　寺本　延美
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係